京都市土木事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成２６年３月３１日

京都市長　門　川　大　作

京都市規則第252号

京都市土木事務所規則の一部を改正する規則

京都市土木事務所規則の一部を次のように改正する。

第２条第１項中　「維持サービス係長　監理係長　占用係長」を「技術調整係長　維持監理係長　適正化推進係長」に改める。

附　則

この規則は，平成２６年４月１日から施行する。

（行財政局人事部人事課）